

製造施設変更完成検査（冷凍）

根拠法令

法第20条第3項 冷凍則第21条

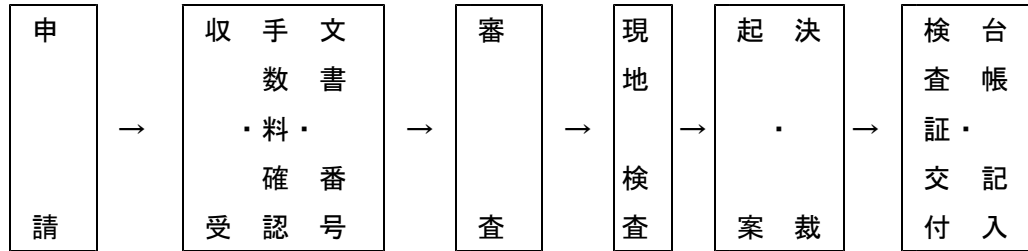
適用

変更許可の対象となった施設。ただし、製造の方法及び製造する高圧ガスの種類の変更は対象外。

＜完成検査不要の変更工事＞

※製造設備の取替えの工事であって、冷凍能力の変更が変更前の冷凍能力の20%以内の増減であるもの（耐震設計構造物は除き、また、可燃性ガス及び毒性ガスの冷媒設備の取替えの場合及び冷媒設備の切断・溶接を伴う取替工事は除く。）

手順



必要書類

高圧ガス製造施設完成検査申請書
（冷凍則様式第7）

＜留意事項＞

- 1 検査希望日、検査方法等について打ち合わせる。
- 2 冷凍保安責任者等選・解任届及び危害予防規程変更届についての手続きの確認。

完成検査

製造施設について法第8条第1号の技術上の基準に関する事項を検査する。

＜留意事項＞

変更許可申請書どおりに完成しているか確認

検査証交付

- 1 完成検査の結果、法第8条第1号の技術上の基準に適合している場合「製造施設完成検査証」を交付する。

＜留意事項＞

- 2 不備があった場合は改善させる。

設備が改善されるまで、検査証を交付しない。

台帳記入

検査証交付後、台帳記入。